

令和5年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月7日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第5号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第6号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第37号	令和5年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）
日程第 6	議案第38号	令和5年度豊頃町医療施設特別会計補正予算 （第1号）
日程第 7	議案第39号	令和5年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算 （第1号）
日程第 8	議案第40号	物品の取得
日程第 9	議案第41号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
日程第10	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦
日程第11	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦
日程第12	同意案第19号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第13		請願の委員会付託
日程第14		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按 田 武 君
副 町	長	菅 原 裕 一 君
教 育	長	中 川 直 幸 君

農業委員会 長	井下 睦男 君
代表監査委員	山口 浩司 君
総務課 長	熊谷 雅美 君
企画課 長	小野 直人 君
住民課 長	加藤 さおり 君
会計管理者	
福祉課 長	鎬木 政洋 君
産業課 長	齋藤 学 君
施設課 長	越谷 光裕 君
農委事務局 長	林谷 一徳 君
教委教育課 長	森 直史 君
消防署 長	江口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長	山田 良則 君
庶務係主査	手塚 健人 君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和5年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より令和5年5月から令和5年7月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配付のとおりであります。
以上であります。
- 中村議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 議長から発言のお許しを受けましたので、令和5年第3回豊頃町議会定例会行政報告をさせていただきます。
最初に東十勝4町による広域防災に係る相互応援に関する協定の締結についてであります。
7月21日、幕別町役場において、幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町の4町による「東十勝4町による広域防災に係る相互応援に関する協定」を締結いたしました。
本協定は、平常時及び災害時等における防災に関して、国及び道と連携を図るとともに、連携町が相互に協力することにより、災害対策の強化及び災害が発生した場合における迅速な応急活動を通じて被害の軽減を図ることにより、連携町住民の安全を確保することを目的とし、相互応援等の実施に関する事項を定めたものです。
具体的には、災害時における相互での資機材、物資及び防災関係資料の提供、災害

応急対策に従事する職員の派遣並びに避難所として利用可能な施設のあっせんのほか、平時においては、各町で行われる防災訓練への参加なども予定しております。

本協定の締結を通じて、東十勝4町の連携をより一層深めてまいります。

次に、カーボンニュートラルに向けた取り組みについてであります。

世界各地や国内で頻発している集中豪雨、河川の洪水、土砂災害などの異常気象による自然災害及び気温の上昇による熱中症などの健康被害は確実に増加しており、地球温暖化による問題は私たちの生活に大きく影響を与えております。

国は、その原因となっている温室効果ガスの排出量を2050年度までに実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、また、2030年の温室効果ガス削減目標を2013年と比較して46%とすることを新たに表明いたしました。

本町としましても、こうした国内外の情勢を踏まえ、令和4年度に温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（CO₂）の町内における排出量調査を実施するとともに、本年度は、環境省の補助採択を受け、脱炭素に向けた基本的な指針を定め推進していくため、「再生可能エネルギー導入計画」及び「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、（事務事業編）」の3つの計画を策定することとし、計画の策定等に関する審議機関として「豊頃町ゼロカーボンシティ推進会議」を設置するとともに、庁内横断的に取り組むため、全課で構成する「豊頃町ゼロカーボンシティ推進本部」を立ち上げ、業務を進めているところであります。

現在までの経過としましては、7月6日に第1回目の豊頃町ゼロカーボンシティ推進会議を開催し、委員の皆様のご委嘱をさせていただき、脱炭素に係る情勢や昨年度実施した二酸化炭素排出量調査の結果報告などを説明いたしました。

また、7月27日には豊頃町ゼロカーボンシティ推進本部会議を開催し、現状の把握と情報共有を図り、8月30日には北海道経済部ゼロカーボン推進局職員を講師に、職員の基礎知識向上のため勉強会を開催したところであります。

環境に対する意識が世界的に高まっていく中、本町としましても、この恵まれた自然環境を次世代に引き継ぎ、持続可能な地域社会を目指すため、脱炭素社会に向け取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカードの交付状況及びマイナンバー総点検の中間報告の結果についてであります。

国民の利便性向上と行政の効率化を推進することを目的として取り組んできたマイナンバーカードの本町における8月31日現在の交付率は、81.1%となっており、全国の交付率75.9%及び十勝管内の交付率73.1%をいずれも上回っております。

しかしながら、マイナポータルなどカードの活用機会が広がった反面、健康保険制度を始めとする複数の制度において、制度側で管理する制度固有の番号とマイナンバーとの間の紐付けに誤りがあることが明らかになり、デジタル庁を中心として、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度について紐付けが正確に行われているか、総点検が実施されております。

現在までに明らかにされている中間報告の結果、全国で1,069件、新たに健康保険証情報の紐付け誤りが発覚し、総点検前に確認された件数を含めると、8,441件に上ると発表がありました。本町におきましては、健康保険証情報など先行して点検作業が行われたデータには紐付け誤りは報告されておらず、町民の皆様には、今後も安心してマイナポータルを利用した行政手続き等を活用していただけます。

また、本町独自の取り組みであるマイナンバーカードを利用した住民票及び印鑑証明書のコンビニ交付サービス事業については、年度内の稼働を目標として、現在、整備を進めており、稼働後にはカードの利便性を身近に実感していただけることが期待できます。

今後においても、マイナンバー制度における行政サービスの信頼性向上に取り組むとともに、本町の地域特性を活かした利便性の高いマイナンバーカードの利活用について検討を進めてまいります。

次に、豊頃医院及び大津診療所の令和4年度の運営状況についてであります。

豊頃医院及び大津診療所の運営については、令和3年11月から公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者として診療を行っているところであります。

2年目を迎えた令和4年度は、役場職員の健診等の受け入れや、予防接種受け入れの拡大を始めたほか、新たに訪問看護も開始し、地域医療の確保と診療外収益の向上に取り組んできたところですが、外来患者の固定化等により外来診療収益が伸びず、事業収益が経費を1,313万7千円上回ったことから、関連予算を提案させていただきました。

地域医療振興協会とは、診療報酬等の収益を上げる努力をするほか、経費の圧縮等についても努力するよう協議しているところであり、今後も、町民の皆様が安心して暮らし続けられるよう、地域保健医療の確保と質の向上等住民福祉の増進を図ってまいります。

次に、特別養護老人ホームでの新型コロナウイルスの集団感染についてであります。

本町の特別養護老人ホームにおいて、8月20日頃から発熱者が確認され、検査の結果、新型コロナウイルスへの感染が確認されました。感染者数は、20日に6名、21日には10名が確認され、8月31日現在47名中44名の感染が確認されてい

ます。

施設では、感染者の抑制及び施設の清浄化に向け、嘱託医である豊頃医院の医師の指導のもと対応にあたっているとの報告を受けております。

症状のある感染者のうち、8月22日に2名、30日に2名の計4名が医療機関へ入院されましたが、それ以外の方々については、発熱以外目立った症状は確認されず比較的軽い症状で経過し、9月6日現在、入院した方を除く全ての施設利用者が経過期間を終えているとの報告を受けており、施設内感染は収束したものと認識しております。

9月1日に北海道が公表した十勝管内の新型コロナウイルスの発生動向においても、本年5月以降、2週連続で最多の感染者数を更新しており、夏休みなどでの移動に伴う若年層及び高齢者の増加が報じられております。

本年5月、感染症法の位置づけが5類へと移行後は、感染症対策が個人の判断に委ねられておりますが、感染が拡大すると医療機関をはじめ社会生活に影響が出ることが予測されることから、町としましては、早期の収束に向け注視するとともに、引き続き高齢者や基礎疾患のある対象者に対してワクチン接種を呼びかけるなどの予防策を講じ、医療、介護機能の維持に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン秋開始接種についてであります。

本町でも令和3年5月から開始した新型コロナウイルスワクチン接種は、本年5月に感染症法の位置付けが5類に移行後も、本年度1年間は特例臨時接種の実施期間が延長され、65歳以上の高齢者等重症化リスクの高い方や医療従事者等を対象に、8月31日まで「春開始接種」を実施したところです。

今般、厚生労働省から生後6か月以上の全ての方を対象に「秋開始接種」を行う方針が示されたことから、本町においても9月26日から接種を開始いたします。

接種対象者には、9月6日から随時、接種券を発送しております。

今回接種に使用するワクチンは、現在の流行主流株に有効なオミクロン株対応1価ワクチンで、従来より重症予防効果、発症予防効果の向上が期待されることから、重症化リスクの高い方はもとより、集団感染防止のため、対象となる方には、接種会場に足を運んでいただけるよう、啓発に努めてまいります。

次に、農作物の生育・収穫及び秋さけ漁の状況等についてであります。

はじめに、農作物の生育・収穫状況について報告いたします。

既に収穫の終了した秋まき小麦については、春先から天候に恵まれたことにより成熟が順調に進み、収穫は平年より早い7月下旬に終了しております。収量については、乾麦で11.9俵と昨年を上回る状況でありました。

また、町内の現在の作況については、8月24日に実施した豊頃町農業改良推進協

議会による作況調査では、春先から天候に恵まれたことから、農作業は順調に進み、6月頃までの少雨、7月中旬以降の高温多湿により一部農作物の生育不良及び病害が懸念されるものの、概ね平年並みの収量が見込めるとの調査結果となったところです。

今後、台風等の時期を迎え、収穫への影響が懸念される場所ですが、豊穰の出来秋を迎えられることを願っております。

次に酪農、畜産業の状況です。作況調査においては、一番草は収穫時期に好天に恵まれ順調であったことから、良質な粗飼料を収穫することができましたが、二番草については、生育期間が例年より長くなった圃場もあり、質の格差が見られております。デントコーンの生育は、順調に推移している状況です。

次に水産業の状況です。本町沿岸を含むえりも以東西部海域における本年の秋サケ来遊予測は、昨年実績を約13%上回る123万8千尾で、昨年に引き続き対前年比増の予測となっているものの、依然として低調な予測となっております。

このことから、定置漁業者による協議により、産卵親魚の遡上促進を目的とした操業自粛を2日間実施し、9月1日に陸網、9月3日に沖網の設置が完了しました。漁獲については、9月2日の大津漁港における初日水揚げ量が3.9トン（前年比80%減）でしたが、今後盛漁期を迎え、来遊予測以上の豊漁と無事故操業を願っております。

また、漁業に多大な影響を与える赤潮は、定期的にモニタリング調査を継続するなど動向に注視しているところであり、大津漁港で8月30日に発生した赤潮の原因となった植物プランクトンは、漁業被害の報告のない種類であることが判明し、早期に終息している状況です。

例年、大雨や台風により河川から流出した流木が沿岸部や沖合に浮流し、サケ定置網漁業やシシャモ漁業操業時に甚大な被害を及ぼしておりますが、本年度の十勝川沿岸部での帯広開発建設部及び十勝総合振興局による一時集積作業は、8月31日までに完了しており、流木流出時には迅速な対応ができる体制となっております。今後とも、流木の除却及び処理について、迅速な対応を要請してまいります。

次に、令和5年度川東地区ヨーネ病検査の状況についてであります。

ヨーネ病検査は、家畜伝染病予防法に基づき、5年に1度、全酪農・畜産農家を対象に24か月以上の乳用牛と肉用牛に実施する検査で、本年度は、川東地区の15農場3,399頭の検査を行い、2農場から計4頭の陽性牛が確認されました。

これにより、現在、町内のヨーネ病対策農家数は15農場となり、2年で12農場が新たに増加したところです。

ヨーネ病発生農場は、所有する牛の移動が制限されるほか、3年間の定期的な検査

が必須となり経済的損失が大きいことから、新規発生農場の清浄化に向け、豊頃町家畜自衛防疫組合による牛舎消毒を実施し、衛生管理の徹底を図り、法律で定めている3年間の同居牛の検査に備えてまいります。

次に、学校給食の実質無償化についてであります。

国際情勢の影響により現在も物価高騰が続く中、本町は、これまでも水道基本料の半年間減免やクーポン券の発行等の支援策を実施してまいりましたが、経済的負担が大きい子育て世代への支援策として、町内小中学校児童生徒の学校給食費を期間限定で実質無償化することとし、関連予算を提案させていただきました。

学校給食については、学校給食法で食材料費等は保護者が負担することと定められていることから、本町では、1食当たり小学校230円、中学校265円の学校給食費を負担していただいているところでありますが、本年10月から来年3月までの半年間の給食費相当額を保護者に補助金として交付するものであります。

給食費の実質無償化にあたっては、町学校給食センター運営委員会や教育委員会、総合教育会議等で各委員からご意見をいただいた上で総合的に判断し実施することといたしましたが、来年度以降につきましては、物価指数の推移や社会情勢等を見極めた上で判断したいと考えております。

最後に、町営スケートリンクに係る今後のあり方についてであります。

町営スケートリンクについては、豊頃中学校グラウンドに町営スケートリンクを試行的に造成することとし、令和3年度と令和4年度の2か年開設したところであります。

スケートリンクの造成作業は、過去に造成作業に携わった方や競技経験者等で構成する「豊頃町営スケートリンク造成協議会」に造成と維持管理を委託し、従来リンクと同等規模で開設することができました。

開設期間中は、町内小学校の体育授業、町スケート少年団の利用のほか、町スケート協会主催による「町民スケート大会」が開催されるなど多くの方に活用いただきました。

2か年の試行期間を経て、今後の町営スケートリンクのあり方を検討するため、豊頃小学校、同校PTA、町スケート協会等にリンクの設置位置や規模、スケートハウスや屋外トイレ等の設備について、感想や意見を確認したところ、町営スケートリンクの必要性とその造成方法について一定の理解と評価が得られたと判断し、本年度以降についても、同様の方式でスケートリンクを開設することとし、関連予算を提案させていただきました。

今後も、町営スケートリンクが、町内児童の冬期間の体力づくりやスピードスケート競技の発展につながるよう、関係機関と連携し、本町の体育振興を引き続き推進し

てまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番坂口尚示議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月15日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第5号

●中村議長 日程第3 委員会報告第5号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長 委員会報告第5号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 令和5年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

(2) 議長の諮問に関する事項。

2、調査期日。

令和5年9月4日。

3、調査の経過。

(1) 令和5年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和5年8月31日招集告示のあった令和5年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、9月4日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2) 議長の諮問に関する事項。

「豊頃町議会情報通信機器等貸出要綱」を制定する必要があるため、同日の委員会において、検討及び協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和5年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月15日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和5年第2回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会3日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、請願書の取り扱いについては、令和5年第2回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

エ、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問第1号及び諮問第2号、並びに教育委員会委員の任命に係る同意案第19号については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

オ、本会議において決算認定の審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条（質疑回数制限）の規定を適用しない旨を会議に諮ることとした。

カ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月7日に開催するよう日程を調整した。

(2) 議長の諮問に関する事項。

ア、「豊頃町議会情報通信機器等貸出要綱」の制定について、議長から諮問のあった内容のとおり制定することとし、9月4日付け答申した。

以上であります。

●中村議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第5号は報告済とします。

◎ 委員会報告第6号

●中村議長 日程第4 委員会報告第6号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 委員会報告第6号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事項。

(1)農作物の作況について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和5年8月24日。

4、調査の経過と結果。

(1)農作物の作況について。

町内の農作物の作況について、8月24日に開催された町農業改良推進協議会が主催する作況調査に同行して調査した。

調査当日は、町内の7圃場6作物について1圃場ごとの作物の草丈、着実数などの生育状況や、病害虫の発生状況、農作業の進捗状況及び今後の注意事項などについて説明を受けた。

本年は、てん菜の移植作業及び豆類のは種作業は平年並みかやや早めに行われたが、降雨の影響により馬鈴薯の植付作業及び直播栽培のてん菜のは種作業は平年より遅れて行われた。

調査時点での作物ごとの生育状況は、てん菜については、葉数は平年より若干少ないが、草丈及び根周は平年より良く生育は順調である。馬鈴薯については、6月上旬から7月中旬まで少雨であったため、茎長は平年より短く推移し開花期は平年並みであったが1株当たりのいも数はやや少なく、1個当たりのいも重も小さい傾向であるが、生育は順調である。豆類は、発芽後の生育は好天により早く推移し、開花は1週間から10日早くなっており莢数は金時以外平年よりもかなり多く、豆類全般的に平年に比べ生育は大幅に進んでいる状況である。

牧草については、一番草の収穫作業は平年並みに始まったが、その後の好天により収穫作業は平年より8日早く終了し、収量は平年並みとなった。二番草については、草丈がやや長い状況で平年並みの生育であり、収穫作業は一番草の収穫が早く終了したことにより若干早く進んでいるが、一番草の収穫時期の差により圃場間でばらつきが大きくなっている。

飼料用とうもろこしについては、は種作業がやや遅れて始まったが、その後の好天により平年並みに作業が終了し、出芽は順調で6月上旬からの好天により生育は非常に早く推移している。

なお、すでに収穫作業の終了した秋まき小麦については、根雪が12月18日と平年よりやや遅かったが、3月は気温が高く融雪も早まり起生期は早く、その後の生育は順調で、5月下旬からの平均気温が平年より高く推移したことで、生育は非常に早まった。成熟期は平年より6日早く収穫も平年より9日早く終了し、収量は乾麦で反収が概ね11.9俵と昨年を大きく上回る結果が見込まれている。

調査時点での状況は以上のとおりであるが、今後においては、台風及び病害虫による作物への影響、また、霜の降りる時期によっては豆類の収穫に悪影響を及ぼすことも考えられる。

本町は、中長期的な明・暗渠排水などの農地基盤整備により安定的な農作物の収量確保に向けた対策が講じられていることから、今後においても引き続き計画的な農地基盤整備事業を実施していくことが必要であることや、本格的な収穫期を迎えるに当たり農作業事故の注意を喚起するよう関係機関等を通して指導の徹底を求めるなどの意見が出された。

以上です。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は報告済とします。

◎ 議案第37号

●中村議長 日程第5 議案第37号令和5年度豊頃町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第37号令和5年度豊頃町一般会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

補正予算書 1 ページを御覧ください。

第 1 条歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61 億 9,857 万 8,000 円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。12 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費において、1 目一般管理費に 110 周年記念塔改修工事 129 万 8,000 円を追加するなど、計 364 万 2,000 円を追加。

3 款民生費、1 項社会福祉費において、2 目長寿社会振興費に老人クラブ記念事業助成（二宮長寿会）5 万円を追加するなど、14 ページ、計 34 万 6,000 円を追加。

4 款衛生費、1 項保健衛生費において、3 目保健指導費に医療施設特別会計繰出金、豊頃医院運営費 1,291 万 4,000 円を追加するなど、16 ページ、計 1,670 万 8,000 円を追加。

5 款農林水産業費、1 項農業費において、2 目農業総務費に持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金 6,745 万 5,000 円を追加するなど、計 7,145 万 5,000 円を追加。

2 項畜産業費に家畜自衛防疫資材倉庫給水工事 80 万 3,000 円を追加。

3 項林業費において、1 目林業総務費に、18 ページ、有害鳥獣捕獲奨励金 150 万円を追加するなど、計 322 万円を追加。

6 款商工費、1 項商工費において、1 目商工総務費に地域商社推進プロジェクト補助金 47 万円を追加するなど、計 169 万 9,000 円を追加。

20 ページ、7 款土木費、2 項道路橋梁費において、3 目道路新設改良費に幌岡第 3 幹線改良舗装工事 1,264 万 8,000 円を追加するなど、計 2,036 万 2,000 円を追加。

4 項河川費に二分線沢川補修工事 150 万円を追加するなど、計 350 万円を追加。

5 項施設費に農業施設管理備品 9 万 7,000 円を追加。

22 ページ、8 款消防費、2 項災害対策費に災害対策用ドローン 95 万円を追加。

9 款教育費、1 項教育総務費において、1 目教育委員会費にタブレット機器購入費 42 万円を追加するなど、計 154 万円を追加。

2 項小学校費において、2 目教育振興費に学校給食費補助金 255 万円を追加するなど、計 393 万円を追加。

24 ページ、3 項中学校費に学校給食費補助金 165 万円を追加。

5 項保健体育費に町営スケートリンク費 5 0 9 万 8, 0 0 0 円を追加。

次に、歳入につきましては 8 ページを御覧ください。

1 款町税、1 項町民税に 1, 1 5 2 万 1, 0 0 0 円を追加。

2 項固定資産税に 1, 3 1 2 万 8, 0 0 0 円を追加。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 1 8 5 万 7, 0 0 0 円を追加するなど、計 1 9 7 万 6, 0 0 0 円を追加。

2 項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4 0 6 万 6, 0 0 0 円を追加するなど、計 5 1 4 万 5, 0 0 0 円を追加。

1 5 款道支出金、1 項道負担金に障害児給付費 5 万 9, 0 0 0 円を追加。

1 0 ページ、2 項道補助金に持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 6, 7 4 5 万 5, 0 0 0 円を追加するなど、計 6, 7 9 8 万 5, 0 0 0 円を追加。

1 7 款寄附金、1 項寄附金にふるさと振興寄附金 2 5 万円を追加するなど、計 4 5 万円を追加。

1 9 款繰越金、1 項繰越金に前年度繰越金 3, 7 2 5 万 5, 0 0 0 円を追加。

2 1 款町債、1 項町債から臨時財政対策債 3 2 1 万 9, 0 0 0 円を減額するなど、計 2 5 1 万 9, 0 0 0 円を減額するものであります。

次に、第 2 条地方債の補正につきましては 4 ページ、「第 2 表 地方債補正」を御覧ください。

過疎対策事業の限度額を 1 0 億 6, 1 5 0 万円に、臨時財政対策債の限度額を 1, 3 3 8 万 1, 0 0 0 円に改め、地方債限度額の総額を 1 1 億 7, 7 2 8 万 1, 0 0 0 円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8 ページをお開きください。

1 款町税。

(質 疑 な し)

●中村議長 1 4 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 1 5 款道支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 1 7 款寄附金。

(質 疑 な し)

●中村議長 19款繰越金。
(質 疑 な し)

●中村議長 21款町債。
(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。
12ページをお開きください。
2款総務費、1項総務管理費。
8番坂口議員。

●8番坂口議員 一般管理費で備品購入費ということで、来年エアコンの設置を予定されているようですが、物産直売所ですか、そこが今年の場合、土日しかやらないのようですが、土曜日の朝に搬入しても、もうあの暑さで商品が全然役に立たない、売り物にならないというほどの傷み具合だということを知っています。それで、そちらのほうはエアコンの設置とかは考えていないのでしょうか。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

物産直売所の空調設備ということでのお話ですが、今後参加されている構成員の皆様と、役員等の皆様と意見交換させていただきながら、どれぐらいの必要性があるのか、どれぐらいの規模、こういった形が必要なのかというお話をお聞きしまして、検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。
5番藤田議員。

●5番藤田議員 110周年記念塔改修工事のことについてお伺いします。
実際はどのような形で改修をするのか、内容をお聞かせ願いたいと思います。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

役場の前と言いますか、セイコーマートの前に110周年記念塔がありますけれども、現在、時計がもう動かなくなりまして、今塞いでいる状況にあります。それで、あそこに新たな時計を更新する予定でございます。

以上でございます。

●中村議長 藤田議員。

● 5 番藤田議員 時計を設置するという事は、それぞれ視覚で町民が今何時なのかということも大事なかなと思うのですけれども、併せて、今回のように猛暑日が続く、また熱中症にかかわるような温度上昇がある。併せて温度計とか、そういうものも設置することが、町民にいろいろな中で生活しているのだということも大事ではないかなと思うのですけれども、そのような考えはないのでしょうか。お聞きいたします。

● 中村議長 熊谷総務課長。

● 熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

今回の予算には含まれてはいないのですけれども、温度計につきましては基準がありまして、前の温度計を撤去した理由も、その基準を満たさないということで撤去したのですけれども、そういう基準とかのクリアができるかどうかとか、そういうことをいろいろ検討しながら、来年度以降検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

● 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

● 1 番小笠原議員 7 目企画費の報償費のところについて質問させていただきます。

地域おこし協力隊費の報酬として 50 万 4,000 円が計上されていますけれども、こちらは今地域おこし協力隊で働かれている方への追加の報酬と考えてよろしいのでしょうか。

● 中村議長 小野企画課長。

● 小野企画課長 御答弁申し上げます。

今回計上させていただきました経費につきましては、地域おこし協力隊の中でもインターンと言われる 2 週間から 3 か月程度のお試しに近い方の受け入れに要する経費でございます。この制度を活用しまして、都市部の学生等を受け入れまして、地域活動に従事していただき、将来的に協力隊本体へつなげるという取組の一環でございます。地域づくり推進員として任用するものでありまして、学生さん等につきましては、現在、令和 3 年度に教育を柱としたまちづくりを目的に連携協定を締結した東京学芸大学の学生さん 4 名を現在予定してございまして、上期、下期、9 月下旬から 2 週間と、年明け 2 月中の 2 週間ということで、それぞれ 4 名、14 日間、迎える経費として今回 50 万 4,000 円計上させていただきました。

以上です。

● 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

● 中村議長 次に進みます。

3 款民生費、1 項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 今回のコロナワクチンの接種は6回目の接種になるわけですが、こんなに接種しなければならないということは、町民も理解不可能だと思っております。行政報告にもありましたが、改めてお聞かせ願いたいと思うのですが、今回の接種の理由と目的についてと、今後どのようになっていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

●中村議長 鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 御答弁申し上げます。

コロナにつきましては、本年に2類から5類に移行したところでございます。本来であれば予防接種についても、国がというよりは任意接種に向かっていくのではないかと思うところですが、実際株が変異していったって、オミクロン株1.5株と言うのでしょうか、そういうものが今主流株となっているところですがけれども、今回の株については重症化というよりは感染率が高いというところから、集団生活を送っている中で感染していくような恐れがあるというところから、国のほうでもすぐにやめるというのではなくて、本年度1年に限ってまずは実施していくという方針が示されており、実施しているところでございます。

今後については、先ほど申し上げたとおり5類に移行したということもありますので、国のほうで新たな方針が示されていくのではないかなと思っているところでございます。

以上です。

●中村議長 大谷議員。

●7番大谷議員 議長、関連で質問させていただきます。

コロナ前の生活には完全に戻らないと理解しているところでありますが、ワクチンを打っても罹患者がゼロにならないことで、いまだ自粛に近い状態で生活せざるを得ないわけでありまして。そのために、いまだ経済も回復せず、そこに食材費の値上げやガソリンの急騰などで家計が逼迫している状態でありまして、町長はこのコロナ禍の困窮に対する対応を考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 大谷議員の御質問に御答弁させていただきたいと思っております。

まさに大谷議員のおっしゃるとおりで、やはり国際情勢やら円安、これによる物価高騰も含めて、町民の方、そして様々な産業に携わる方について、非常に大きな負担を強いられているというところなのかなと思っております。特に昨今は燃油の関係ですとか電

気ですとか、そういった部分に関しても大変な状況、この夏もそうだったと思いますし、特にこれから冬という部分を迎えるにあたって、そういった部分の負担が大きくなるのかなど、そのように思っています。

国に関しても、これまで新型コロナウイルスですとか、この部分に絡めた経済対策ということで、ここ数年間実施をしてきたというところの中で、今年度についてはそういったことはないぞというような話が出ておりましたが、燃油高騰を含めて、またガソリンですとか、そういったものに補助が出るというような形にもなってきてございます。今後、そういった国の状況も見極めなければいけないと思っておりますが、今回については大きな、そういった町としての支援の形というものは、この補正予算のほうには提案をさせていただいてございませんけれども、情勢含めて、町民の生活、そして各産業を含めまして、状況のほう確認をさせていただきながら、何かしらの対策ということが必要だと私も思っていますので、この後、冬に向けてということになります。対策のほう、担当課含めて情報収集しながら対応させていただきたいと、そのような考えは持っているところでございます。よろしく願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

5款農林水産業費、1項農業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項畜産業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6款商工費、1項商工費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 商工業振興一般経費の旅費について伺います。

こちら普通旅費で28万円計上されておりますけれども、どのような内容の旅費かお答えください。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

今回、この普通旅費につきましては、その下の地域商社推進プロジェクト補助金と関連がございます。こちら二つ関連しておりまして、地域商社が実施いたします茨城県筑西市での互産互生推進事業を現在計画しております。こちら、筑西市に出向きまして、豊頃町の産品、物販交流ということで、今計画しておりますが、こちらに町職員としても出向いてPRするための普通旅費でございます。職員2名分でございます。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

7款土木費、2項道路橋梁費。

説明第1号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書1ページをお開き願います。

説明第1号町道整備工事の施工について御説明いたします。

本工事は、社会資本整備総合交付金事業により実施しているものであり、幌岡地区の町道の改築促進のため、建設機械格納庫新築工事等の残額を利用し、増額することとし、令和5年度において、次のとおり町道整備工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものであります。

施工位置図については、次ページに施工位置図を添付しておりますので、御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。

工事名、幌岡第3幹線改良舗装工事。

工事予算額、1,264万8,000円。

工事内容、改良延長、63メートル、幅員5.5メートル。

継続事業であります。

2、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項河川費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●中村議長 8款消防費、2項災害対策費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 備品購入費、災害対策用ドローンについてお伺いします。

災害対策用ドローンと言っても、用途が被害状況の確認ですとか、物資の運搬、救助活動などあると思いますけれども、どのような用途で導入されるのか、御答弁お願いいたします。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

今回購入するドローンにつきましては、以前からありましたドローンの更新でありまして、引き続き、災害時の行方不明者の捜索ですとか、あと被害状況の調査等々に利用していきたいと考えております。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

5番藤田議員。

●5番藤田議員 更新ということですが、今後そのほかにいろいろな利用方法があるかと思うのですけれども、以前のような使用だけでこだわっているものなのか、今後災害はもちろんですけれども、予防的な活用方法はないものかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 災害だけに関してでなくて、災害時にうまく飛ばすためには普段から練習というのですか、そういうこともしなければなりませんし、いろいろなイベントとかにも活用しながら、あと予防活動にも、何にでも使えるところは使っていくということで行っていきたいと思っております。

以上でございます。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 関連するのですけれども、町内で鳥獣被害、シカ及び熊等の対策等で林の中にシカが潜んでいると、ドローンの活用によって、それを把握して、事前に侵入を阻止するような活用方法を講じている町村があると聞きます。今後、このドローンを利用しながら、そのような形の活用方法はないものか、お伺いしたいと思います。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 災害用のドローンで購入いたしますが、災害にだけ使うということではないので、ほかの町村、そういうところちょっと調べながら、使えるかどうか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 9款教育費、1項教育総務費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 17節の備品購入費、機器購入費についてお伺いします。

こちらは、どのような機器を導入されるのでしょうか。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

こちらにつきましては、教育委員さん、5名いるのですが、この方々に情報機器端末、タブレットを想定しておりますが、こちらのほうを導入いたしまして、連絡調整、資料配信等に活用していきたいと考えてございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項小学校費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 18節の学校給食費補助金について伺います。

こちら、次の中学校費のところと関連するところでございますけれども、先ほどの町長行政報告でも、こちらの補助金については説明がありましたけれども、物価高騰で家計が苦しくなっている折、小中学生のいる家庭には大変ありがたい施策だと感じております。

また、先ほどの町長の行政報告ですとか、昨年9月の定例会において、小笠原茂人前議員の補正予算の質疑のところでも、教育課長から以前説明がありましたけれども、給食費は平成21年度に小学校が1食230円、中学校が265円と改正されて以降、現在に至るまで据え置きとなっている状況ということであります。こちら、先月、議員の全員協議会でも説明を受けましたが、十勝の19市町村で見れば、小学生は4番目に安くて、中学生においては最も安い水準であると。こちら、保護者には大変ありがたい環境と考えております。

ただ、しかし、原材料や物価高騰もあり、経費等の乖離が、この平成21年度の改正以降、年々増加しておりまして、現在では給食費の約25%を超過分として町費か

ら抛出している状況であると伺いました。また、今年度の抛出の予定額については、前回の定例会において、大谷議員の給食無償化に関する一般質問の町長答弁として議会だよりも掲載されておりまして、町民の目に触れる機会があったと認識しております。

しかし、住民が食料品の値上げを実感する中、豊頃町のおいしい給食を提供し続けるために、給食無償化まではいかないまでも、町はしっかりこの超過分の経費補填をしてしっかり支えていますよ、補助しています、だから今価格の値上げも検討されている中ですが、据え置きでしっかり提供できていますよというような、現在の置かれている状況を知らない御家庭も多いと思うのです。

そこで、今回この補助事業を実施する際に、給食を利用する家庭に、例えば現在の給食費の状況、これだけいろいろなスーパーマーケットとかでの食材が値上がりしている中で、給食費は抑えられています、それはしっかり町のほうの補助もあるからなのだよというところを広報してもいいかなと考えておりますけれども、この補助事業を実施する際に、そういうところの広報をしていくという点に関して、町としてどのようにお考えか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今小笠原議員からお話のあった件についてですけれども、まさに、いわゆる知らせるということが、給食費だけではなくてほかのこともそうなのですが、足りないところなのかなと思います。今回の機会でもありますし、実際今回の実質無償化という中では、そういった検討審議する機関にも御意見をいただきながらというような形で進めてはいますけれども、言われるとおりのいろいろな部分で値上がりしたりだとかという部分がございますので、しっかりと広報させていただきながら、分かってもらえると、分かってもらうという方法もやはり必要なことであると思いますし、今のところは、この無償化も期間限定ということで考えておりますから、そういった意味でもしっかりと周知広報しながら進めていかなければならないと思いますので、そこは担当課、あと企画課、広報担当含めて、しっかりとやっていただくよう指示をさせていただきたいと思います。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今回は半年間限定という形でありますけれども、平成21年度以降改定がないということもありますし、例えば今後5年、10年と考えた際に、また値上げとか価格改定というところについては、恐らく議論は幾度となく出てくる形かと思っておりますので、まずは現状を利用者に知っていただくということをしっかりとお願いしたいと思っております。

と言うのも、我が町の学校給食センター、民間ではないですけれども、やはり実情

に合わない形で運営を行うと、いずれ無理が生じてきてしまうと考えております。ちょうどタイムリーに先日報じられておりましたけれども、全国規模で学校給食を運営する会社が物価や人件費高騰の煽りを受けながらも、結局価格転嫁というのができずに、急に運営を継続することができなくなってしまって事業停止状態となって、今すごいいろいろな、様々な学校のところで大変な状況になっているというような報道もありました。今後の給食費の在り方ですとか、無償化について考える場合にしても、まず現状をいま一度、利用家庭にしっかり理解してもらうことが重要と考えております。よろしく申し上げます。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今議員おっしゃるとおり、民間委託すれば当然のことながらコストを含めていろいろな部分合わなければ、ああいった報道にあったとおり、突然辞めてしまうというか、ストップしてしまうというような状況というのは生じてくるのかなと思います。当然そういった状況であれば、いろいろな意味で、今の状況のようにはいかなないというのも分かってございます。直営でできるからこそ、こういった形なのかなと思っていますし、今までもそうですが、やはり給食費に関して言えば十分支援ができていたような状況だったのかなと思います。そこは分かっていたく努力というのが、まず第一かなと思っていますので、しっかりと対応させていただきたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

8番坂口議員。

●8番坂口議員 学校給食費の補助金について、実質、小中学校は無償化になるということでありすけれども、保育所の給食費についてはどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

●中村議長 鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 私のほうから、現在の保育所の給食等について、現状について御説明申し上げたいと思えます。

現在、本町では豊頃町立保育所における副食費の徴収に関する規則、これに基づきまして、保育料が今無償化になっておりますが、3歳以上の保育料無償化後も1食180円、月額3,600円で、学校給食センターから提供される給食について、保護者の皆様に御負担をいただいているところでございます。

この御負担は、年収360万円未満の世帯につきましては無償、第3子以降の通所のお子さんに対しては、年収にかかわらず無償となっております。令和4年度に納めていただいております児童分の保育所給食費につきましては167万4,900円、これは茂岩保育所、大津保育所、両方含めてでございますが、給食事業収入、こ

これは保育所給食費として歳入に受け入れております。無償化児童分の給食費につきましては26万2,440円、これは町費で負担しており、合計の、納めていただいたやつと町で負担している部分、193万7,340円、これを支出しているところでございます。

現在、この副食費を御負担していただいている世帯につきましては、両保育所含まれて、38世帯の42名の児童でございます。第3子の無料世帯につきましては、10世帯10名。所得要件によって無償世帯というのが2世帯2名となっている現状でございます。

今後の無償化等につきましては、いろいろ検討してまいりたいと思っているところでございますが、現在のところ、今進んでいないという状況になっております。

以上です。

●中村議長 坂口議員。

●8番坂口議員 それでは、町長にお伺いしますけれども、保育所の給食費の無償化ということは考えておられますか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 保育所の副食費に関して無償化という話でございますけれども、今回、給食費のほうの实质無償化という中では、じゃあ保育所はどうなのだというような検討もさせていただきました。その中では、やはり今の、いわゆる子育て支援施策、特に保育所に絡めて言いますと、非常に手厚いような状況になっているというような中でありましたので、その辺は一度ちょっと検討しましょうかというようなことで指示は出していましたけれども、まず保護者会、そちらのほうにもやったときにどうなのだというような御意見を伺ってはどうかというような話をさせていただいた経過がございます。当然今の状況を分かっていたく、これまでの状況も分かっていたくという意味では、学校給食もそうでしたが、そこの代表の方に、こういう状況でこういう考え方なのだということをきちんと説明して理解してもらおうということは必要でありましたから、そういった意味では保育所のほうも同様に意見を聞くというような機会を設けさせていただきました。最終的には私の施策的な判断ということになりますと思っておりますけれども、状況的に保育所の副食費についても、今負担するのが大変だというような状況の声がしっかりと聞こえてくるようなことがあれば、その辺も十分考慮し、判断をさせていただきたいなと思っております。

なお、今回給食費については、学校給食法で定まっているわけでありますから、いわゆる取らないだとか減免だとかという話にならないので、補助金で一度いただいて返すというような話にしておりますけれども、保育所のほうは単純に副食費としていただく歳入を減額するというような話になりますので、仮にそこも含めてという話に

なったときには、後ほど、12月、3月内にその歳入のほうを補正をさせていただくというような形になるのかなと思います。

先ほど小笠原議員からもありましたとおり、同様にしっかりと現状を含めて、それぞれの保護者等にお知らせをしながら、これは進めていかなければだめなことだと、そのように思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

3項中学校費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項保健体育費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 10節需用費、13節使用料及び賃借料について御質問いたします。

まず、10節需用費の修繕料ですけれども、昨年度の予算は40万円となっておりますが、本年度は123万円の計上となっております。こちらが増額されている理由についてお聞かせ願います。

また、13節使用料及び賃借料の除雪車車両借上及びプレハブハウスの借上ですけれども、除雪車両は昨年度予算は3万円となっておりますが、32万円と本年度は増額されております。こちらの理由と、プレハブハウス借上については、前年62万円となっておりますが、こちらが増額になっている理由を伺います。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

まず、町長の行政報告にもありましたとおり、町営スケートリンク場につきましては、昨年度と同様な体制で行うということにしております。ただ、今スケートリンクをきれいにするためのホーキングマシンの車両があるのですが、こちらについてが今故障している状態です。それに伴いまして、その車両の修繕料費として見た部分が増額部分となっております。今現在、ホーキングマシン車両につきましては、修繕可能かどうかを今見てもらっている最中でして、もし万が一、それが修繕不可能になった場合につきましては、除雪車借上の部分でトラクターを借り上げたいなど思っております。その分について、車両借上については増額となっております。

なお、プレハブの借上の増額分につきましては、物価高騰による借上の増額となっております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 6 款商工費、1 項商工費の1 2 節委託料のところについて御質問いたします。

移動組立式ドームハウスの運搬とありますけれども、こちらはどこからどこまでの運搬費になるのかお答えをお願いいたします。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

今回計上させていただきました運搬の16万5,000円でございますが、現在、長節のキャンプ場に設置してございますドームハウス4基、現在ございます。そちらにつきまして、キャンプ場が先月末でシーズン終了ということになりました。そのことから、あそこに置いておいても風等でやられるということで、今現在想定しているのが物産直売所の横の芝生広場に設置して、来場者の小休憩の場所にしたり、もしくはそこで小さなイベントみたいなものを開くですとか、または山の上のキャンプ場の奥に持って行って、景観のいいところでお休みいただくような、様々な今構想を練っておりまして、その場所へ移動させるための運搬費ということで今回計上させていただきました。以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1 番小笠原議員 これからも活用を考えているということだと思っておりますけれども、そちらの活用については降雪期までと考えてよろしいのですか。それとも冬期も何かしら活用を考えていらっしゃるのでしょうか。答弁お願いいたします。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 移動につきましては、もうシーズン終了してございますので、予算がもし可決されれば速やかにと考えてございます。いつまで活用するかという点につきましては、移動式ドームハウス自体の構造上、降雪にどれぐらい耐えるのかという部分もございまして、あと設置する場所におきましては、利活用していただけるのかというところも含めまして、あと一緒に活用していただける協力者等も見つけながら協議して進めたいと思っております。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1 番小笠原議員 これで3 回目の質問になりますのでこれで終わりますけれども、活用のところについて質問なのですが、夏季の長節湖のところは8 月で終了したとい

うことでございますけれども、このドームハウスについての利用実績、今数値分かりましたら教えていただきたいです。利用人数と大体の利用量、お願いいたします。

●中村議長 暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時40分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

小野企画課長。

●小野企画課長 大変申し訳ございません。

ドームハウスの実績でございますが、令和5年度、今年4基、シーズン中の利用件数25件となっております。ちなみに、令和4年度、2基ございましたが、そちらは16件となっております。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 これで、質疑を終わります。

次に4ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第38号

●中村議長 日程第6 議案第38号令和5年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 御説明の前に議案の一部に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

訂正箇所につきましては、お手元に配付をさせていただいております正誤表のとおりでございます。お詫びして訂正申し上げます。

それでは説明に入らせていただきます。

補正予算書 27 ページを御覧ください。

議案第 38 号令和 5 年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,377 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,865 万 9,000 円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

36 ページをお開き願います。

1 款 病院費、1 項 病院費において、2 目 病院運営費に運営交付金 1,313 万 7,000 円を追加するなど、計 1,377 万 7,000 円を追加。

次に、歳入につきましては、34 ページを御覧ください。

2 款 繰入金、1 項 他会計繰入金に豊頃町病院運営費 1,291 万 4,000 円を追加。

3 款 繰越金、1 項 繰越金に前年度繰越金 1 万 3,000 円を追加。

4 款 諸収入、3 項 雑入に保険医療機関等向け医療提供体制設備交付金 85 万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により歳入を款ごとに質疑を受けます。

34 ページをお開きください。

2 款 繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款 繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款 諸収入。

(質 疑 な し)

- 中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

36ページをお開きください。

1款医院費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第39号

- 中村議長 日程第7 議案第39号令和5年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

- 越谷施設課長 補正予算書39ページをお開き願います。

議案第39号令和5年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億61万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,400万7,000円と定めるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

48 ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、簡易水道施設維持補修費に修繕料 176 万円、工事請負費に水道施設改修工事 185 万 9,000 円を追加するものであります。

次に、46 ページ、歳入について御説明いたします。

4 款繰越金、1 項繰越金、前年度繰越金に 361 万 9,000 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により歳入を款ごとに質疑を受けます。

46 ページをお開きください。

4 款繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

48 ページをお開きください。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 39 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 40 号

●中村議長 日程第 8 議案第 40 号物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書1ページを御覧ください。

議案第40号物品の取得について御説明いたします。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、取得する物品名及び数量、消防団車両（小型動力ポンプ付き積載車）1台。

2、取得の目的、消防団車両の更新と機能強化。

3、契約の金額、2,700万2,220円。（内消費税等相当額245万円。）

4、契約の方法、指名競争入札であり、7月21日に執行しています。

5、契約の相手方、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、岩村純一。

6、納入期限、令和6年3月20日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 こちら消防団車両の物品を取得するということですが、この消防車はどの分団に配備されるのでしょうか。

●中村議長 江口消防署長。

●江口消防署長 私のほうから答弁させていただきます。

こちらの車両は豊頃第2分団のほうに配備される予定となっております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第41号

●中村議長 日程第9 議案第41号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第41号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明申し上げます。

議案説明書1ページ、説明第1号を御覧願います。

組合理約の変更は、後志管内16町村が構成し共同事務としている税の滞納整理、国民健康保険事務などに新たに退職手当事務を加えることとなったため、退職手当事務組合に加入するため、規約の一部改正が必要となったものであります。

別表、組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合の表、(2)一部事務組合及び広域連合の欄中、後志管内の項、南部後志衛生施設組合の次に後志広域連合を加えるものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎ 諮問第 1 号及び諮問第 2 号

- 中村議長 日程第 10 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第 11 諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

諮問第 1 号及び諮問第 2 号について、一括して提出者の説明を求めます。

按田町長。

- 按田町長 諮問第 1 号及び諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案書 5 ページをお開きください。

諮問第 1 号は、本年 12 月 31 日をもって任期満了となります現職の羽賀智子氏について、再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

住所は、豊頃町礼文内 138 番地。

氏名は、羽賀智子氏であります。

任期は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までであります。

次に、議案書 7 ページをお開きください。

諮問第 2 号は、本年 12 月 31 日をもって任期満了となります現職の中野稔氏の後任として、高井伸夫氏を人権擁護委員候補者に推薦をいたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

住所は、豊頃町茂岩末広町 144 番地。

氏名は、高井伸夫氏であります。

任期は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までであります。

以上でありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 中村議長 説明が終わりました。

諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 56 分 休憩

午前 11 時 57 分 再開

- 中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

諮問第 1 号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申したいと思います。
御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第 1 号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申することに決定しました。

諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についてを審議いたします。
これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。
暫時休憩します。

午前 11 時 58 分 休憩

午前 11 時 59 分 再開

- 中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

諮問第 2 号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申したいと思います。
御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第 2 号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎ 同意案第 19 号

- 中村議長 日程第 12 同意案第 19 号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議

題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書9ページをお開きください。

同意案第19号豊頃町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、現委員の宝田博幸氏が任期満了をもって退任されることから、新たに津久井直弘氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町礼作別307番地3。

氏名は、津久井直弘氏であります。

任期は、令和5年10月1日から令和9年9月30日までであります。

以上でありますので、よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第19号は、同意することに決定しました。

◎ 請願の委員会付託

●中村議長 日程第13 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

●山田事務局長 請願文書表。

受理番号 2。

受理年月日、令和 5 年 8 月 28 日。

件名、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町 1 2 番地、豊頃町農政協議会執行委員長、前田精一。

紹介議員の氏名、豊頃町議会、小笠原玄記議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●中村議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●中村議長 日程第 1 4 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、9 月 8 日から同月 1 1 日までの 4 日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、9 月 8 日から同月 1 1 日までの 4 日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1 2 時 0 4 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員